

盗難通帳・証書による不正払戻し被害補償に関する規定（個人のお客さまへ）

当行では、このたび盗難通帳・証書による不正な払戻しが発生した場合の被害補てん開始に伴い預金規定集の各規定に下記規定を追加させていただきましたのでご承知ください。

1.（被害補てんに関する規定）

- (1) 預金者か個人の場合であって盗取された通帳・証書（以下「通帳等」という。）を用いて行われた不正な払戻しまたは解約（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金規定集の各規定等にかかわらず預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、遅延なく預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) (1) の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を各規定の「印鑑照合」条項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) (1) および(2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ、無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われた場合
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度にお

いて、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当行が(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

2. (預金の払戻し・解約に関する規定)

預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

○該当する主な預金等は以下のとおりです。

- A. 普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金
- B. 期日指定定期預金・自動継続期日指定定期預金・自由金利型定期預金(M型)・自動継続自由金利型定期預金(M型)・自由金利型定期預金(M型)複利型・自動継続自由金利型定期預金(M型)複利型・自由金利型定期預金・自動継続自由金利型定期預金・変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金・変動金利定期預金複利型・自動継続変動金利定期預金複利型
- C. 総合口座・譲渡性預金・定期積金・積立定期預金

○重大な過失または過失となりうる場合

不正な払戻しまたは解約額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんについて、預金者の重大な過失があった場合は補てん額はなく、過失があった場合は4分の3の補てん額となります。

(1) 重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合でありその事例は以下のとおりです。

- ①預金者が他人に通帳を渡した場合
- ②預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- ③その他預金者に①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

(2) 過失となりうる場合

過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- ①通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- ③印章を通帳とともに保管していた場合
- ④その他預金者に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上